

R8年度 第1回 富士川流域における大規模氾濫減災対策協議会

富士川流域減災対策協議会は11年目を迎え、第3期に突入しました！

【開催概要】
第2期のふりかえりとして、5か年取組成果について構成員からの発表が行われた。
また、第3期の規約および取組方針について、第2期からの変更点を説明し、協議会において承認され、第3期の目標および取組を協議会の場で改めて確認し、取組推進に向けて再始動した。

■日 時:令和8年5月21日(木)10:00～11:30 ■参加者:29/32 機関
■会 場:山梨県立図書館多目的ホール(対面・Web併用)

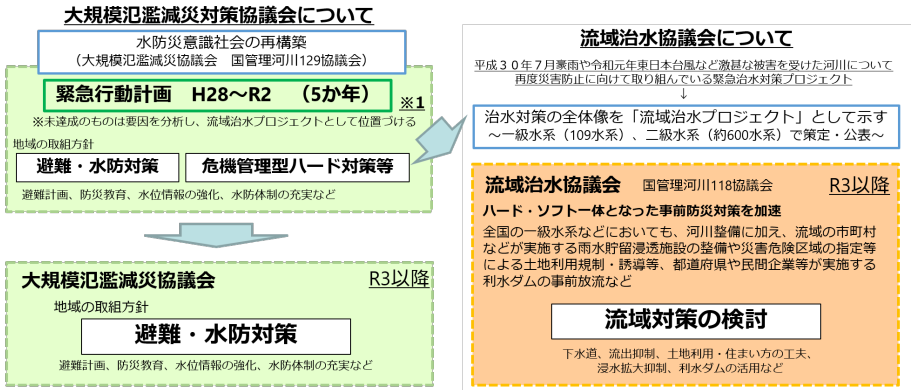


＜挨拶＞※抜粋
近年の状況を踏まえ、富士川水系の河川整備基本方針について見直しを行うとともに、昨年の11月に河川整備計画の見直しを実施いたしました。河川管理者として、こうした河川改修を進めていくのは勿論のこと、本日出席の皆さまと連携をしながら、様々な施策に取組んでいくことで、富士川流域の安全安心の確保に繋がっていくと思います。

甲府河川国道事務所長(会長)

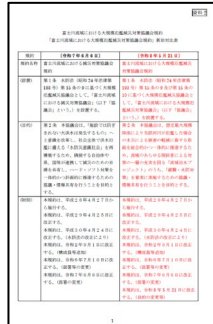
◆**流域治水協議会と減災対策協議会の役割を明確化**
大規模氾濫減災対策協議会では、「避難・水防対策」を着実に実施するための協議・情報共有を実施することを目的とする。
(流域治水協議会では、避難・水防対策を含めた流域治水プロジェクト全体を引き続き取り組む)

◆**取組項目の簡潔化・再整理**
大規模氾濫減災対策協議会では10年間の蓄積を踏まえ、**取組項目の大幅な再整理を実施**。
重複・形骸化していた項目や流域治水協議会の項目について統合・削除を行い、**49→32項目**へ再整理した。

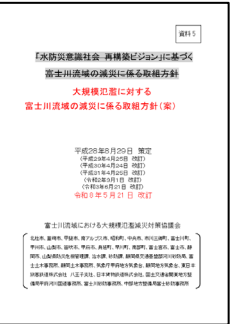


No.	第3期の新規追加の取組項目
1	浸水想定区域図や水害リスクマップ、多段階浸水想定図の活用、周知による水災害リスクの提供
17	避難所、避難場所等の確保、更新
21	防災計画の確認、更新

◆規約および取組方針の改訂



- ◀**富士川流域における大規模氾濫減災対策協議会規約(案)**
- ・規約名称の変更
富士川流域における減災対策協議会 規約
→富士川流域における大規模氾濫減災対策協議会 規約
 - ・目的を変更



- ◀**大規模氾濫に対する富士川流域の減災に係る取組方針(案)**
- ・背景の追記
 - ・現状の取組状況について、現状と課題を更新
 - ・減災のための目標の見直し
 - ・取組項目の再編成



協議会の様子

※今回は富士川流域治水協議会と合同開催